

質問回答書

	質問項目	質問内容	回答	回答日
1	参加表明書における提出書類等について	参加表明書や誓約書等、すべての書類において、押印は不要と考えてよろしいでしょうか。	様式への押印は不要です。	11月5日
2	同種または類似施設について	「八 専門的教育・研究施設」のうち該当する施設の場合、試験研究機能部分が、それぞれ1,200m ² もしくは2,500m ² 以上ある事が対象条件と考えてよろしいでしょうか。	令和6年国土交通省告示第8号別添二において示される「建築物の類型」のうち複数の該当する施設については、「八 専門的教育・研究施設」のうち第2類に該当する用途に供する部分の面積を対象として、同種又は類似業務に該当するかを判定します。	11月5日
3	実務主任技術者の実績	各実務主任技術者の実績がJVによる実績の場合は、出資比率が最大の構成員として実施した実績に限ると考えてよろしいでしょうか。	参加表明書及び技術提案書作成要領2(1)に定める様式技-2~5については、共同企業体(以下「JV」という。)による実績の場合は、出資比率に関わらず、記入できるものとします。 なお、参加表明書及び技術提案書作成要領1(1)に定める様式6については、園芸ADTECセンター整備事業基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領5(12)に基づき、JVによ	11月5日

			る実績の場合は、出資比率が最大の構成員として実施したものに限ることとします。	
--	--	--	--	--